令 和 ９ 年 度

富 山 県 立 特 別 支 援 学 校
高等部・幼稚部入学者選抜実施要領

富 山 県 教 育 委 員 会

目　　次

令和９年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜実施要領

高等部Ａ日程の第１次選抜　……Ｐ 1

高等部Ａ日程の第２次選抜　……Ｐ 3

高等部Ａ日程の県外及び海外からの志願者の取り扱い　……Ｐ 4

高等部Ｂ日程の第１次選抜　……Ｐ 5

高等部Ｂ日程の第２次選抜　……Ｐ 7

高等部Ｂ日程の県外及び海外からの志願者の取り扱い　……Ｐ 8

幼稚部の第１次選抜　……Ｐ 8

幼稚部の第２次選抜　……Ｐ 9

別表１　令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ａ日程募集定員等 ……Ｐ11

別表２　令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ｂ日程募集人員等 ……Ｐ11

別表３　令和９年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等 ……Ｐ15

別表４　学校教育法施行令第２２条の３　……Ｐ15

入学志願者調査書の記入上の注意（高等部Ａ日程）……Ｐ16

入学志願に関する各書類様式　……Ｐ18

＜参考＞

令和９年度富山県立特別支援学校高等部入学者選抜日程　……Ｐ30

令和９年度富山県立特別支援学校幼稚部入学者選抜日程　……Ｐ30

高等部設置の富山県立特別支援学校一覧　……Ｐ31

幼稚部設置の富山県立特別支援学校一覧　……Ｐ31

令和９年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜実施要領

高等部Ａ日程の第１次選抜

１　募集定員

高等部Ａ日程の募集定員は、別表１のとおりとする。

２　志願資格

学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者

⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者

⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者

３　志願期間

令和９年１月28日(木)から２月１日(月)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月１日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、１月29日（金）正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。

４　志願の方法

⑴　志願は、高等部Ａ日程の１校１学科に限る。

⑵　志願に当たっては、令和９年１月20日(水)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

⑶　県外及び海外からの志願者の取り扱いについては、別に定める。

⑷　志願者は、所定の入学願書（様式　特１）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書（富山県教育委員会の定めるもの）を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

⑸　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に出身中学校長等に連絡する。出身中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書（様式特22）を添えて提出する。

配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

⑹　中学校等の第２学年、第３学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書（様式　特17）を添えて、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

⑺　中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

⑻　中学校長等は、志願者の志願校の選定に当たって、本人の能力・特性や知的障害の程度等に応じて適切な進路指導を行う。

⑼　出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第１次選抜入学志願者名簿（様式　特７）を２部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

⑽　外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書(様

式　特18）を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後６年以内の外国籍を有する者とする。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査は、県下一斉に行う。

⑵　入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。

⑶　志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

⑷　検査日は、令和９年２月10日(水)とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

２月10日(水)	9:00～ 出席調査及び諸準備	9:30～10:00 国　語	10:20～10:50 数　学	11:10～11:40 作業能力検査	11:50～ 面　接

⑸　外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

⑹　受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、定規（三角定規又は直線定規）、その他志願先特別支援学校長から指示されたものとする。

⑺　各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は特別支援学校長がこれに当たる。

７　選抜の方法

⑴　特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑵　特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及びその他の記録について審査する。

⑶　特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、出身中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

⑷　特別支援学校長は、志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

⑸　特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

８　追検査

⑴　次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記⑵又は⑶の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア　インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ　やむを得ない理由のある者

⑵　追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（様式　特21）を令和９年２月12日(金)午後４時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。

⑶　県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者用）を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。

⑷　追検査は志願先特別支援学校において、令和９年２月15日(月)に行う。

⑸　その他、上記５、６、７を準用する。

９　合格者の発表

令和９年２月17日(水)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10　その他

⑴　特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配布する。

⑶　出身中学校長等は、入学検査を欠席する志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式　特20）等により、志願先特別支援学校長に連絡する。

⑷　第１次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を志願することはできない。

⑸　特別支援学校長は、入学検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

⑹　ここに定めるもののほか、高等部Ａ日程の第１次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

高等部Ａ日程の第２次選抜

１　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和９年２月17日(水)に発表する。

２　志願資格

志願できる者は、「高等部Ａ日程の第１次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

３　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、２月26日(金)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。県外及び海外からの志願者は４の志願の方法⑸に従うものとする。

４　志願の方法

⑴　志願は、高等部Ａ日程の１校１学科に限る。ただし、高等部Ａ日程の第１次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。

⑵　志願に当たっては、令和９年２月22日(月)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

⑶　志願者は、所定の第２次選抜申請書（様式　特８）を、出身中学校長等を経て、第２次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

⑷　志願に際して、出身中学校長等は、第２次選抜志願先特別支援学校長に、第２次選抜志願者名簿（様式　特９）を２部作成して添付する。第２次選抜志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和９年２月26日(金)正午までに、第１次選抜志願先特別支援学校長に、第２次選抜志願者名簿（様式　特10）を２部作成して提出する。第１次選抜志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

⑸　県外及び海外からの志願者で第２次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第２次選抜志願先特別支援学校長に第２次選抜申請書（様式　特８）を、第１次選抜志願先特別支援学校長に第２次選抜志願

についての申請書（様式　特11）をそれぞれ直接提出する。

⑹　第１次選抜志願先特別支援学校長は、出身中学校等から提出された第２次選抜志願者名簿（様式 特10）並びに県外及び海外からの志願者から提出された第２次選抜志願についての申請書（様式 特11）に基づき、当該志願者の入学検査成績証明書（様式 特12）を作成して調査書の裏面に貼付し、富山県教育委員会の指示する日時に、送付状（様式 特13）２部を添えて、第２次選抜志願先特別支援学校長に提出する。第２次選抜志願先特別支援学校長は、送付状１部を押印のうえ、受領証として第１次選抜志願先特別支援学校長に返却する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査の内容は、面接とする。

⑵　志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

⑶　検査日は、令和９年３月９日(火)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

７　選抜の方法

⑴　第２次選抜志願先特別支援学校長は、第１次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

⑵　上記⑴のほか、「高等部Ａ日程の第１次選抜」の７を準用する。

８　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

９　その他

⑴　特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　第２次選抜合格者で、第１次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第１次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。

⑶　出身中学校長等は、入学検査を欠席する志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式　特20）等により、志願先特別支援学校長に連絡する。

⑷　ここに定めるもののほか、高等部Ａ日程の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

高等部Ａ日程の県外及び海外からの志願者の取り扱い

１　志願資格

学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和９年３月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者で次の⑴～⑷の条件のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

⑵　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

⑶　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

⑷　その他特別な事情があること。

２　志願許可の手続き

⑴　次の書類を富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課に提出しなければならない。

ア　富山県立特別支援学校入学志願特別事情申請書（様式　特15）

イ　志願資格⑴～⑷の事項を証明する資料（保護者の住民票の写し又は保護者の本県への転勤等に関する所属長の証明書類など）

⑵　受付期間

令和９年１月14日(木)から同月27日(水)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、１月27日(水)は正午までとする。

なお、この期間内において志願許可の手続きができなかった者については、その事情を調査した結果、やむを得ないと認めた場合に限り、受理することがある。

⑶　志願手続き等については、富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課に問い合わせること。

〒930-8501

富山市新総曲輪１番７号　富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課（電話076-444-3451）

３　志願許可書の交付

富山県教育委員会は、提出された書類を審査し、理由が適当と認めた者に対して、県外・海外志願許可書（様式　特16）を交付する。

県外・海外志願許可書の交付を受けた者は、入学願書に県外・海外志願許可書を添付して、出身中学校長等を経て、志願先特別支援学校長に提出する。郵送のものについては、書留速達とし、１月29日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。

高等部Ｂ日程の第１次選抜

１　募集人員及び志願資格

高等部Ｂ日程の募集人員及び志願資格は、別表２のとおりとする。

２　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。

３　志願の方法

⑴　志願は、高等部Ｂ日程の１校１学科に限る。

⑵　志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

⑶　県外及び海外からの志願者の取り扱いについては、別に定める。

⑷　志願者は、次の入学願書と診断書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

ア　入学願書（様式　特２、特３又は特４）

イ　調査書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

ウ　診断書（志願先特別支援学校長の定めるもの。ただし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）

⑸　専攻科志願者は、次の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

ア　入学願書（様式　特２又は特３）

イ　調査書（志願先特別支援学校長の定めるもの。調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書）

ウ　診断書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

⑹　訪問教育志願者は、次の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

ア　入学願書（様式　特５）

イ　調査書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

ウ　診断書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

⑺　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に出身中学校長等に連絡する。出身中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書（志願先特別支援学校長の定めるもの）を添えて提出する。

配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

⑻　出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿（様式　特14）を２部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

４　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

５　入学検査

⑴　入学検査の内容は、別表２のとおりとする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　検査日は、令和９年３月９日(火)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

３月９日(火)	9:00～9:40	9:40～12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査・面接

⑷　受検者の携行品は、志願先特別支援学校長から指示されたものとする。

⑸　各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は特別支援学校長がこれに当たる。

６　選抜の方法

⑴　特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑵　特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、出身中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

⑶　特別支援学校長は、志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

７　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

８　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。

⑵　出身中学校長等は、入学検査を欠席する志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式　特20）等により、志願先特別支援学校長に連絡する。

⑶　高等部Ｂ日程の第１次選抜合格者で、高等部Ａ日程の第１次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、高等部Ａ日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。

⑷　特別支援学校長は、入学検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、富山県教育委員会と協議のうえ、入学を許可しないことがある。

⑸　特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

⑹　ここに定めるもののほか、高等部Ｂ日程の第１次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

高等部Ｂ日程の第２次選抜

１　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校、学科及び募集人員を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

２　志願資格

志願できる者は、別表２の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

３　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願先特別支援学校に必着とする。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。

４　志願の方法

「高等部Ｂ日程の第１次選抜」の３を準用する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査の内容は、学力検査、面接など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　検査日は、令和９年３月25日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

⑷　受検者の携行品は、志願先特別支援学校長から指示されたものとする。

⑸　各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は特別支援学校長がこれに当たる。

７　選抜の方法

「高等部Ｂ日程の第１次選抜」の６を準用する。

８　合格者の発表

令和９年３月26日(金)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

９　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。

⑵　出身中学校長等は、入学検査を欠席する志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式　特20）等により、志願先特別支援学校長に連絡する。

⑶　特別支援学校長は、入学検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、富山県教育委員会と協議のうえ、入学を許可しないことがある。

⑷　特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

⑸　ここに定めるもののほか、高等部Ｂ日程の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

高等部Ｂ日程の県外及び海外からの志願者の取り扱い

１　志願資格

別表２の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかに該当する者

⑴　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

⑵　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

⑶　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

⑷　その他特別な事情があること。

２　志願許可の手続き

⑴　次の書類を富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課に提出しなければならない。

ア　富山県立特別支援学校入学志願特別事情申請書（様式　特15）

イ　志願資格⑴～⑷の事項を証明する資料（保護者の住民票の写し又は保護者の本県への転勤等に関する所属長の証明書類など）

⑵　受付期間

令和９年１月14日(木)から２月22日(月)までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月22日(月)は正午までとする。

なお、この期間内において志願許可の手続きができなかった者については、その事情を調査した結果、やむを得ないと認めた場合に限り、受理することがある。

⑶　志願手続き等については、富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課に問い合わせること。

〒930-8501

富山市新総曲輪１番７号　富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課（電話076-444-3451）

３　志願許可書の交付

富山県教育委員会は、提出された書類を審査し、理由が適当と認めた者に対して、県外・海外志願許可書（様式　特16）を交付する。

県外・海外志願許可書の交付を受けた者は、入学願書に県外・海外志願許可書を添付して、出身中学校長等を経て、志願先特別支援学校長に提出する。郵送のものについては、書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式　特19）により、その旨を志願先特別支援学校長に連絡する。

幼稚部の第１次選抜

１　募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表３のとおりとする。

２　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

３　志願の方法

⑴　志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

⑵　志願者の保護者は、次の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

ア　入学願書（様式　特６）

イ　調査書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

ウ　診断書（志願先特別支援学校長の定めるもの）

⑶　県外及び海外からの志願者は、別表３の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ　その他特別な事情があること。

４　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

５　入学検査

⑴　入学検査の内容は、別表３のとおりとする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

⑷　検査日は、令和９年３月９日(火)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

３月９日(火)	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面　　接

⑸　受検者の携行品は、志願先特別支援学校長から指示されたものとする。

⑹　各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は特別支援学校長がこれに当たる。

６　選抜の方法

⑴　特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑵　特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接の結果に基づいて合格者を決定する。

７　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

８　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

⑵　ここに定めるもののほか、幼稚部の第１次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

幼稚部の第２次選抜

１　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

２　志願資格

志願できる者は、別表３の志願資格を有する者で、他の県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

３　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願先特別支援学校に必着とする。

４　志願の方法

「幼稚部の第１次選抜」の３を準用する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査の内容は、面接とする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

⑷　検査日は、令和９年３月25日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

７　選抜の方法

「幼稚部の第１次選抜」の６を準用する。

８　合格者の発表

令和９年３月26日(金)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

９　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

⑵　ここに定めるもののほか、幼稚部の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表１

令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ａ日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業年限	募集定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	8
	生活文化科	知的障害	3	

別表２

令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ｂ日程募集人員等

学校名	学科等		障害種別	修業年限	募集人員	志願資格	入学検査内容
富山視覚総合支援学校	普通		視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
			病弱	3	約８	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する病弱者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	保健理療		視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	専攻科	理療	視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴　高等学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校高等部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
		保健理療	視覚障害	3	約10		

富山聴覚総合支援学校	産業工芸	聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活情報	聴覚障害	3			
	機械	聴覚障害	3			
	専攻科 産業工芸	聴覚障害	2	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴　高等学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校高等部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	専攻科 生活情報	聴覚障害	2			
	専攻科 機械	聴覚障害	2			
高岡聴覚総合支援学校	機械	聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活情報	聴覚障害	3			
にいかわ総合支援学校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	産業技術	肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	知的障害	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者	面接

しらとり支援学校	産業技術	知的障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	知的障害	3			
高岡支援学校	産業	知的障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	知的障害	3			
	訪問教育	知的障害	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者	面　接
となみ総合支援学校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	知的障害	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者	面　接

富山総合支援学校	産業工芸	肢体不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	生活文化	肢体不自由	3			
	訪問教育	肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者	面　　接
高志支援学校	普　　通	肢体不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する肢体不自由者のうち、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者（ただし、高等部こまどり分教室を除く）で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
ふるさと支援学校	普　　通	病弱	3	約10	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する病弱者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者	学力検査（国、数）
	訪問教育	病弱	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者	面　　接

別表３

令和９年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学　校　名	障害種別	学年	募集人員	志　願　資　格	入学検査内容
富山視覚総合支援学校	視覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者で、満３歳の者	面　　接
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者で、満４歳の者	
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する視覚障害者で、満５歳の者	
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満３歳の者	面　　接
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満４歳の者	
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満５歳の者	
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満３歳の者	面　　接
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満４歳の者	
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３（別表４）に該当する聴覚障害者で、満５歳の者	

別表４

学校教育法施行令第２２条の３

法第７５条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区　　分	障　　害　　の　　程　　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメーターによる。

入学志願者調査書の記入上の注意（高等部Ａ日程）

１　調査書作成上の注意

⑴　調査書は、選抜資料作成委員会の議を経て、厳正公平に作成する。

⑵　選抜資料作成委員会には、教務主任、進路指導主事、第３学年主任を含むものとする。

⑶　調査書は、生徒指導要録並びに最近の資料等に基づいて作成する。

⑷　調査書の作成に当たっては、原則として次のような手順をとるものとする。

選抜資料作成委員会基本方針 → 学級担任 → 進路指導主事・教務主任 → 教頭 → 校長

２　調査書記入上の注意（※欄は記入しない。）

⑴　学籍

・分校在籍者は分校名を記入する。

・卒業の欄の「平成・令和」、「(通常の学級・特別支援学級・特別支援学校)」及び「卒業見込・卒業」については該当するものを○で囲む。

⑵　欠席日数

・現在、在学中の３年の欠席日数は令和９年１月25日(月)現在で記入する。

・欠席日数のないときは０と記入する。

・各学年において欠席日数が総計10日以上の者については、その主な理由を必ず記入する。

⑶　学習状況

・「国語」「数学」「保健体育」「技術・家庭（作業学習)」については、学習指導要領を参考にするなどし、それぞれに示した観点について、第３学年の状況を、以下に示すＡ、Ｂ、Ｃの３段階で評価する（該当するものを○で囲む。)。また、右の空欄には、特記事項（特に優れているもの等）があれば記述し、なければ「特記事項なし」と記入する。

Ａ　概ねできると判断されるもの

Ｂ　半分程度できると判断されるもの

Ｃ　困難であると判断されるもの

・「総合的な学習の時間」については、各学校で設定した評価の観点を踏まえて、学習状況における顕著な事柄について、その特徴など、生徒にどのような力が付いたかを文章で記述し、各末尾に該当学年を(3)、(2、3)のように書き添える。

・「その他」については、上記の教科等以外で、特記事項（特に優れているもの等）があれば記述し、なければ「特記事項なし」と記入する。

⑷　特別活動

・学級活動、生徒会活動及び学校行事について、所属、役員又は顕著な活動など、３年間の主なものを記入し、各末尾に該当学年を(1)、(1、2)のように書き添える。

⑸　部活動等

・部活動については、その所属、役員又は顕著な活動や実績など、３年間の主なものを記入し、各末尾に該当学年を(1)、(1、2)のように書き添える。

・部活動以外の各種コンクール、校外活動やボランティア活動など顕著なものを記入する。

⑹　趣味・特技

・顕著なものがあれば記入する。

・取得した資格（英語検定や漢字検定等）も記入する。

・上記２点について、なければ「特記事項なし」と記入する。

⑺　備考

・県外からの転入者については、転入年月と前在籍校（例＝令８．５　石川県○○中から転入）を記入する。

・海外からの編入者については、編入年月と滞在していた国名、学校名、滞在期間等を記入する。
・県外及び海外からの志願者については、特記すべきことがあれば記述する。
・過年度卒業生については、卒業後の進学先・就職先等について記述する。
・記載事項がないときは、「特記事項なし」と記入する。

⑻　対人関係等

・「集団参加」「コミュニケーション」については、第３学年の状況を、以下に示すＡ、Ｂ、Ｃの３段階で評価する（該当するものを○で囲む。）。また、右の空欄には、具体的な状況を記述する。

「集団参加」

Ａ　学校行事や学年・学級の活動に一人で最後まで参加できる。

Ｂ　学校行事や学年・学級の活動に最後まで参加できるが、教師の声かけなど個別の支援が部分的に必要である。

Ｃ　学校行事や学年・学級の活動に参加するためには、教師が常時付き添うなど全面的な個別の支援が必要である。

「コミュニケーション」

Ａ　小集団の中で主体的に会話ができる。

Ｂ　小集団の中で会話ができるが、教師が発言を促すなど個別の支援が部分的に必要である。

Ｃ　小集団の中で会話をするためには、教師が常時声かけをするなど全面的な支援が必要である。

・「その他」については、上記以外に行動上の特徴等があれば具体的（例＝特定の物にこだわる、大きな声が苦手である。）に記述し、なければ「特記事項なし」と記入する。

⑼　身体及び障害の状況

・「知能検査」については、令和６年４月以降に実施したものがあれば、ＩＱ等の値、検査名、実施年月及び検査機関名を記入する。学級担任等が実施した場合は「担任等」を○で囲む。実施していない場合は、「実施なし」を○で囲む。
・「特記事項」については、知的障害以外の具体的な状況（例＝喘息、てんかん、食物アレルギーなど）、既往症、治療歴、特に配慮が必要なことを記入する。記載事項がないときは、「特記事項なし」と記入する。

⑽　学校所在地

・県内志願者は記入しなくてもよい。

⑾　過年度卒業者について

・過年度卒業者については、生徒指導要録等の記載に従って記入する。なお、学校教育法施行規則に定める生徒指導要録の学習の記録の保存年限が過ぎている場合など、記載が困難な場合は、当該記載欄に斜線を引く。

調　査　書（高等部Ａ日程用）

※

学籍	ふりがな 氏　名		生年月日	平成　　年　　月　　日	性別		
	現住所						
	卒　業	平成・令和　　年　　月（通常の学級・特別支援学級・特別支援学校）　卒業見込・卒業					

欠席日数	１年	日	主な理由	
	２年	日		
	３年	日		

学習状況	教科等	観点	評価	特記事項
	国語	小学校第４学年程度の漢字の読み書きができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		簡単な物語を読んで､内容を理解し要点を話すことができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		簡単な説明文を読んで、内容を理解することができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
	数学	わり算の筆算や分数のたし算とひき算など小学校第４学年程度の計算ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		長さや重さ､広さの単位の意味を理解し､測定することができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		金銭の取り扱いや時計・暦の読み方・使い方が分かる。	Ａ Ｂ Ｃ	
	保健体育	いろいろな器械・器具・用具を使った運動ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		きまりやルールを守り運動ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		身体や身辺を清潔に保つことができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
	技術・家庭 （作業学習）	道具の使い方を理解し安全に作業ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		指示の内容や作業手順に従って作業ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
		意欲的に集中して作業ができる。	Ａ Ｂ Ｃ	
	総合的な学習の時間			
	その他			

特別活動		趣味･特技	
部活動等		備　考	

対人関係等	内　容	評　価	具体的な状況
	集団参加	Ａ Ｂ Ｃ	
	コミュニケーション	Ａ Ｂ Ｃ	
	その他		

身体及び障害の状況	知能検査 ＩＱ等（　　）　検査名（　　） 令和　　年　　月　実施 検査機関（　　）・担任等 ・実施なし	特記事項	

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

学校所在地
学　校　名
校長氏名　　印

記載者氏名　　㊞

注　※欄は記入しない。

（様式 特１）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（高等部Ａ日程）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本 人 住 所
本 人 氏 名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

高　　等　　部　　科

障 害 種 別　　知的障害

〒□□□−□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　※欄は記入しない。

（様式 特２）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（高等部Ｂ日程）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本 人 住 所
本 人 氏 名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

高　　等　　部
高等部専攻科　　科

障 害 種 別　　視覚障害

〒□□□−□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　・高等部、高等部専攻科は、該当のものを○で囲む。
　　・※欄は記入しない。

（様式 特３）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（高等部Ｂ日程）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本 人 住 所
本 人 氏 名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

高　　等　　部
高等部専攻科　　科

障 害 種 別　　聴覚障害

〒□□□−□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　・高等部、高等部専攻科は、該当のものを○で囲む。
　　・※欄は記入しない。

（様式 特４）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（高等部Ｂ日程）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本 人 住 所
本 人 氏 名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

高　等　部　　科

障 害 種 別（　知的障害　　肢体不自由　　病弱　）

〒□□□−□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　・障害種別は、該当するものを○で囲む。
　　・※欄は記入しない。

（様式 特５）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（高等部Ｂ日程）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本人住所
本人氏名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

高　等　部　　訪問教育

〒□□□－□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　※欄は記入しない。

（様式 特６）

※ No.＿＿＿＿＿

入　学　願　書

（ 幼 稚 部 ）

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

〒□□□－□□□□
住　　所
保護者氏名
本人氏名（ふりがな）
令和　　年　　月　　日生

下記のとおり入学を志願いたします。

記

幼　　稚　　部

注　※欄は記入しない。

（様式 特７）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

第１次選抜入学志願者名簿

出身学校名	校長氏名　　印				
志願先特別支援学校名					
志願者数	男（　　）名　女（　　）名　　計（　　）名				
※受付番号	志願学科	氏　　名	性別	新旧別	備　　考

注　・出身学校で２部作成し、志願先特別支援学校長に提出する。
・志願学科ごとにまとめて記入する。
・新旧別の欄には、令和８年３月以前の卒業者のみを旧と略記する。
・自己申告書を提出する者については、備考欄に**「自己申告」と記入**する。
・外国人特別措置適用申請書を提出する者については、備考欄に**「外国人特別」と記入**する。
・※欄は記入しない。

（様式 特８）

※ No.＿＿＿＿＿

第２次選抜申請書

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
本人住所
本人氏名（ふりがな）
平成　　年　　月　　日生

下記のとおり申請いたします。

記

学　　科	第１次選抜志願先学校名とその学科
科	学校
	科

〒□□□－□□□□
保護者　住　所
　　氏　名

注　・第２次選抜志願先学校長に提出する。
・※欄は記入しない。

（様式 特９）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

第２次選抜志願先特別支援学校長へ提出する第２次選抜志願者名簿

※ 受付番号	志願学科	氏　　名	性別	新旧別	第1次選抜志願先特別支援学校名とその学科

注　※欄は記入しない。

上記のとおり第２次選抜志願者名簿を提出します。

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

学 校 名

校長氏名　　印

（様式 特 10）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

第１次選抜志願先特別支援学校長へ提出する第２次選抜志願者名簿

氏　　名	性別	第２次選抜志願先特別支援学校名とその学科	第１次選抜志願学科

上記のとおり第２次選抜志願者名簿を提出します。

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

学 校 名

校長氏名　　印

（様式 特 11）

第２次選抜志願について

（ 申 請 ）

令和　　年　　月　　日

出身学校名

本人氏名（ふりがな）

保護者氏名

下記のとおり第２次選抜に志願したいので申請します。

記

本人現住所	〒□□□−□□□□
保護者現住所	〒□□□−□□□□
第２次選抜志願先学校名	学校　　科
第１次選抜志願先学校名	学校　　科

注　第１次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

（様式 特 12）　　（特別支援学校で作成＝Ａ５判）

入学検査成績証明書

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

学 校 名

校長氏名　　印

下記の者は、令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ａ日程入学者選抜検査を受検し、その成績は次のとおりに相違ないことを証明する。

受検者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

国語	数学	作業能力検査	計

（様式 特 13）　　（特別支援学校で作成＝Ａ４判）

富山県立　　学校長　殿

第２次選抜志願者の調査書送付について

整理番号	氏　　名	性別	第２次選抜志願先の学科	第１次選抜志願学科	備考

上記のとおり、第２次選抜志願者の調査書を送付します。

令和　　年　　月　　日

学校名

校長氏名　　印

（様式 特 14）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

入 学 志 願 者 名 簿

出身学校名	校長氏名　　印				
志願先特別支援学校名					
志願者数	男（　　）名　女（　　）名　　計（　　）名				
※受付番号	志願学科等	氏　　名	性別	新旧別	備　　考

注　・出身学校で２部作成し、志願先特別支援学校長に提出する。
・新旧別の欄には、令和８年３月以前の卒業者のみを旧と略記する。
・※欄は記入しない。

（様式 特 15）

富山県立特別支援学校入学志願特別事情申請書

令和　　年　　月　　日

富山県教育委員会教育長　殿

(ふりがな)
本人氏名

保護者氏名

富山県立特別支援学校入学志願特別事情について（申請）

下記の事情により、富山県立特別支援学校に入学を志願したいので、関係書類を添えて申請します。「県外・海外志願許可書」を受領した上で、「富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜実施要領」にしたがって志願します。

記

本人現住所	
保護者現住所	〒□□□－□□□□　TEL（　　）
障害種別	
本県で居住予定の住所	
理由（具体的に記述すること。）	

上記のとおり相違なく、本都道府県公立特別支援学校に志願しないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

都道府県名及び学校名　　校長氏名　　印

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

都道府県教育委員会名　　教育長氏名　　印

（様式 特 16）

県外・海外志願許可書

（県外・海外）第　　号

出身学校名

(ふりがな)
本人氏名

保護者氏名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった富山県立特別支援学校への入学志願を許可します。なお、本書は、入学願書とともに志願先特別支援学校長に提出してください。

障害種別（　　）

令和　　年　　月　　日
富山県教育委員会
教育長　　印

注　富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜実施要領にしたがって志願してください。

（様式 特 17）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

自　己　申　告　書

※
令和　　年　　月　　日

※
富山県立　　学校長　殿

※
出身学校名

※
本人氏名（ふりがな）

保護者氏名

貴校への入学を志願するにあたり、下記のとおり申告します。

※（欠席の理由や事情）

※（高等部で学びたいこと）

［記入上の注意］
・※欄は、本人がボールペンで自筆で必要事項を記入すること。
・保護者氏名欄は、保護者が記名すること。

（様式 特 18）

外国人特別措置適用申請書

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

本人氏名（ふりがな）

保護者氏名

下記の事項に基づき、富山県立特別支援学校高等部Ａ日程入学者選抜において、外国人特別措置の適用を申請します。

記

１　入国年月日　　平成・令和　　年　　月　　日

２　入国後の教育歴

学　校　名	学校所在地（都道府県名）	期　間
		年　　月～　　年　　月

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日
出身学校名
校長氏名　　印

注　平成、令和は、該当するものを○で囲む。

（様式 特 19）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

出 願 書 類 郵 送 連 絡 票

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
校 長 氏 名　　印

貴校への出願書類を下記のとおり、書留速達で郵送したので連絡します。

記

⑴　投 函 日 時　　令和　　年　　月　　日　　時

⑵　受 付 郵 便 局　　＿＿＿＿＿＿＿＿郵便局

⑶　配達予定郵便局　　＿＿＿＿＿＿＿＿郵便局　（配達予定日　　月　　日）

⑷　郵 送 書 類 内 訳

学　科　等	人数			備　　考
	男	女	計	
合　　計				

担当者氏名（　　）　電話番号（　　）

（注１）ファクシミリでの連絡も可とする。その場合、必ず特別支援学校側の担当者に事前に電話で連絡し、ファクシミリの側に待機してもらい、送信終了後には受信を確認すること。

（注２）出願書類には、特別支援学校からの受領証（様式 特７又は特 14「入学志願者名簿」２部提出のうちの１部）の返送用封筒を同封すること。（返送用封筒には、切手を貼っておくこと。）

（様式 特 20）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

取扱注意

欠 席 者 連 絡 票

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
校 長 氏 名　　印

以下の者より、令和　　年　　月　　日に実施される検査を欠席する旨の申し出がありましたので、連絡します。

志願学科等	受付番号	氏　名	性別	欠　席　の　理　由						備　考
				①	②	③	④	⑤	⑥	

（注１）記入方法

欠席の理由の分類は、以下のとおりとし、該当する欄に○をつける。

①　県内外私立高等学校入学	②　県内外高等専門学校入学
③　家庭の事情	④　病気（含風邪）
⑤　県外転出	⑥　その他（備考欄に記入）

（注２）取扱上の留意点

・当該特別支援学校の求めに応じて、この票の手渡し、あるいは、電話等で連絡する。ファクシミリでの連絡は、不可とする。

・生徒のプライバシーの保持には特に留意すること。

（様式 特 21）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

追検査受検申請書

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

学　校　名
志願者氏名
保護者氏名

下記の理由により高等部Ａ日程入学者選抜検査を欠席しましたので、追検査の受検を申請します。

志願学科・コース	
理由	

※　・２部作成し、出身学校から志願先特別支援学校長へ提出する。
　　・理由を証明する書類を添付すること。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日　　出身学校名
校 長 氏 名　　印

以下は特別支援学校記入

追検査の受検を許可します。

令和　　年　　月　　日　　学　校　名
校 長 氏 名　　印

（様式 特 22）　　（中学校等で作成＝Ａ４判）

受検上の配慮申請書

令和　　年　　月　　日

富山県立　　学校長　殿

出身学校名
校 長 氏 名　　印

下記のとおり、富山県立特別支援学校入学者選抜において、受検上の配慮を申請します。

志願者氏名		性別	
志願学科・障害種別			
希望する配慮事項 （該当するものをチェックする。その他の場合、（　）内に具体的内容を記入する。）	□ 別室受検　□ 座席の配慮 □ 無地のハンカチ及びタオルの持参使用 □ その他 （　　）		
配慮を希望する理由（障害等の状況）			
出身学校における日常の配慮事項			

注 ・出身学校で２部作成し、入学願書とともに志願先特別支援学校長へ提出する。
・出身学校長等は、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡する。
・配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

以下は特別支援学校記入

富山県立特別支援学校高等部入学者選抜における受検上の配慮について、下記のとおり対応します。

実施する配慮事項（該当欄をチェックする。その他の場合は内容を記入する。）

□希望のとおり　　□その他
（　　）

令和　　年　　月　　日　　学　校　名
校 長 氏 名　　印

以上の様式　特１から様式　特 22 に記載された個人情報は、富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜（志願者の確認、志願者への連絡等を含む。）に使用します。

令和９年度富山県立特別支援学校高等部入学者選抜日程

項目			期間等
A日程	県外・海外志願者の特別事情申請の受付		令和９年１月１４日（木）午前９時～１月２７日（水）正午
	第１次	事前の教育相談	１月２０日（水）まで
		志願期間	１月２８日（木）午前９時～２月１日（月）正午
		入学検査	２月１０日（水）
		追検査	２月１５日（月）
		合格者の発表	２月１７日（水）午後０時３０分
	第２次	実施校の決定	２月１７日（水）
		事前の教育相談	２月２２日（月）まで
		志願期間	２月２４日（水）午前９時～２月２６日（金）正午
		入学検査	３月　９日（火）
		合格者の発表	３月１８日（木）午後０時３０分
B日程	県外・海外志願者の特別事情申請の受付		令和９年１月１４日（木）午前９時～２月２２日（月）正午
	第１次	志願期間	２月２４日（水）午前９時～２月２６日（金）正午
		入学検査	３月　９日（火）
		合格者の発表	３月１８日（木）午後０時３０分
	第２次	実施校の決定	３月１８日（木）
		志願期間	３月１９日（金）午前９時～３月２３日（火）午後４時
		入学検査	３月２５日（木）
		合格者の発表	３月２６日（金）午後０時３０分

令和９年度富山県立特別支援学校幼稚部入学者選抜日程

項目		期間等
第１次	志願期間	令和９年２月２４日（水）午前９時～２月２６日（金）正午
	入学検査	３月　９日（火）
	合格者の発表	３月１８日（木）午後０時３０分
第２次	実施校の決定	３月１８日（木）
	志願期間	３月１９日（金）午前９時～３月２３日（火）午後４時
	入学検査	３月２５日（木）
	合格者の発表	３月２６日（金）午後０時３０分

高等部設置の富山県立特別支援学校一覧

学　校　名	障害種別	住　　所	電話番号
富山視覚総合支援学校	視覚障害 病　　弱	〒930-0922 富山市大江干144	(076)423-8417
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害 知的障害	〒930-0817 富山市下奥井1-9-56	(076)441-9172
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害 知的障害	〒933-0824 高岡市西藤平蔵700	(0766)63-6385
にいかわ総合支援学校	知的障害 肢体不自由	〒938-0059 黒部市石田6682	(0765)54-1288
しらとり支援学校	知的障害	〒939-2602 富山市婦中町下邑2877	(076)469-5531
富山高等支援学校	知的障害	〒939-2206 富山市坂本2600	(076)467-5560
高岡支援学校	知的障害	〒933-0987 高岡市東海老坂831	(0766)23-5262
高岡高等支援学校	知的障害	〒933-0987 高岡市東海老坂950	(0766)22-5158
となみ総合支援学校	知的障害 肢体不自由	〒939-1723 南砺市利波河1335-5	(0763)52-4520
富山総合支援学校	知的障害 肢体不自由	〒930-0873 富山市金屋4982	(076)441-8261
高志支援学校	肢体不自由	〒931-8445 富山市道正29-1	(076)438-4811
ふるさと支援学校	病　　弱	〒939-2607 富山市婦中町新町2913	(076)469-3388

幼稚部設置の富山県立特別支援学校一覧

学　校　名	障害種別	住　　所	電話番号
富山視覚総合支援学校	視覚障害	〒930-0922 富山市大江干144	(076)423-8417
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	〒930-0817 富山市下奥井1-9-56	(076)441-9172
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	〒933-0824 高岡市西藤平蔵700	(0766)63-6385

富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜に関する問い合わせ先

富山県教育委員会　教育みらい室　特別支援教育課

〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１番７号
電話　076-444-3451（直通）
FAX　076-444-4437

富山県立特別支援学校入学者選抜ホームページ
https://www.pref.toyama.jp/kurashi/kenkou/shougaisha/tokubetsushien/nyuugaku/index.html

・富山県内の中学校及び市町村教育委員会からの問い合わせは、東部教育事務所、又は、西部教育事務所へお願いします。